

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

令和4年4月版 函館市

軽度者に対する福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくいとして、原則貸与対象外となる種目（対象外種目）が定められています。

ただし、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される場合は、対象外種目について例外的に給付することができます。

1 対象外種目

(1) 要支援1・2、要介護1の方

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）

(2) 要支援1・2、要介護1～3の方

自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引できる機能のものを除く。）

2 判断基準

軽度者に対して対象外種目について例外給付するには、**①**基本調査の結果による判断、**②**適切なケアマネジメントによる判断（該当する基本調査結果がない場合）、**③**市町村の確認による判断があります（P2-3 参照）。

3 函館市での取扱い

③市町村の確認による判断（P3 参照）を行う場合は、介護保険課介護サービス担当で受け付けております。提出期限は設けておりませんが、申請書の提出が翌月とにならないようご注意ください（P4・Q2参照）。

※「**①**基本調査の結果による判断、**②**適切なケアマネジメントによる判断」（P2）で行う場合は、市への届出は必要ありません。

(1) 手続きをする人

担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センターの担当職員

(2) 提出するもの

- ・「軽度者に対する福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）例外給付確認申請書」（様式1）
- ・福祉用具を必要とする理由が確認できる書類
- ・「サービス担当者会議の要点」または「介護予防支援経過記録」
- ・居宅（介護予防）サービス計画書

4 要綱等

・函館市軽度者に対する福祉用具貸与費等の算定の取扱いに関する要綱

・函館市ホームページ URL <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020040100087/>

函館市 > 健康・福祉 > 高齢者・介護 > 事業者向け > 介護保険・福祉サービス事業に関する情報 > 介護サービスに関する情報 > 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

【お問い合わせ先】 保健福祉部介護保険課介護サービス担当

[電話] 0138-21-3036

[FAX] 0138-26-5936

手順1 ① 基本調査結果による判断

② 適切なケアマネジメントによる判断

《市への連絡・届出》

必要ありません



～判断の流れ～

① 借りたいもの
を選ぶ

② 利用者の状態に
当てはまっているか
確認する

③ 基本調査票の
結果を
確認する

当てはまる

借りられます

当てはまらない

手順2へ

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ (告示で定める福祉用具が必要な状態像)	厚生労働大臣が定める者のイに 該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援 が特に必要と認められる者	② 該当する基本調査結果なし →居宅介護支援事業者等が判断
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起きあがり が困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返り が困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感 知機器	次のいずれにも該当する者	
	(一) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・ 理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達 できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知 症の症状がある旨が記載されている場 合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない 者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分 を除く)	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起きあがり が困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要 とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必 要と認められる者	② 該当する基本調査結果なし →居宅介護支援事業者等が判断
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」

手順2 ③市町村の確認による判断



《市への連絡・届出》

必要です

～申請の流れ～

① 利用者の状態を確認する

福祉用具が必要な状況が見られるが、現時点での介護度で保険適用ができないまたは認定結果により保険適用ができない可能性があることを確認。

② 主治医へ意見照会する

③ 主治医の意見を踏まえ、サービス担当者会議を開催

④ 本人・サービス担当者の合意

⑤ ケアプランの決定

⑥ 本人同意の署名

※新型コロナウイルスに係る特例等により、署名日がケアプランの同意日より後になる場合は、口頭などによる実際の同意日が支援経過等により確認できる必要があります。

市へ軽度者申請についての必要書類の提出 ※1

⑦ 用具貸与開始

⑧ 後日さかのぼって認定結果が出た場合

サービス担当者会議→本人同意（本プランの決定）・署名→本プラン（写し）提出 ※2

その後・・・

- ・要介護（要支援）認定の更新・区分変更を行った場合
- ・貸与品目の追加や大幅な変更を行う場合

再度、手順1（P2）から確認が必要です。

要介護認定の結果がでないうちに用具貸与を開始する場合（暫定利用）は、軽度者になることを想定して①から⑦までの手順を行い、市へは暫定プランにて提出をしてください。

※1 申請は貸与開始後でも構いませんが、翌月提出となった場合は翌月1日からの確認期間となります。

※2 確認期間の決定は本プラン提出後になります。

なお、認定の結果、軽度者申請が不要となる介護度となった場合は申請書を返却します。

確認期間の始まりは、以下のいずれかの最も遅い日からとなります。

- ・ ⑦の用具貸与開始日
- ・ ⑦の用具貸与開始日以降で、軽度者となった初日（更新後初日）
- ・ 当該用具貸与が⑥より前に開始されていたときは、⑥の本人同意の日（この場合、⑥の日以前は保険適用となりません）
- ・ 軽度者申請を受理した月の初日

Q&A

Q1 医師への意見照会は、どのような方法がありますか。

A1 医師への意見照会の方法は、①聞き取り※、②診断書、③主治医意見書による方法があります。どの方法で入手しても構いませんが、費用負担や時点の問題があるので、できるだけ

① 聞き取り※でお願いします。

	方法	費用負担	補 足
①	聞き取り※	発生する 場合あり	文書による場合は診療情報提供料が発生することがあります(利用者に自己負担が発生する場合があります)。
②	診断書	あり	利用者の費用負担となります。
③	主治医意見書	なし	費用負担はありませんが、直近の要介護認定時点となるため、その間に状態変化があれば不適切となる場合があります。

※ 聞き取りは、利用者の診察に同行する方法を原則としますが、医師から要望があった場合などは、電話、FAX(電話回答)、電子メールによる方法も可能としています(方法によっては費用負担が発生する場合があります)。

文書による情報提供を求める場合は、別紙(参考様式)を参考に必要事項の情報提供を依頼します。(別紙参考様式は、例外給付の判断に最低限必要と考えられる事項を網羅したものとなりますので、これらを確認できる文書であれば必ずしも当該様式の利用を指定するものではありません。)

電話による場合は、確認した相手、日時、内容について、記録に残す必要があります。

Q2 申請書等の提出期限はありますか。

A2 期限は設けておりませんが、確認の有効開始期間の開始日は

- (1) 用具貸与開始日 (2) 用具貸与開始日以降で軽度者となった初日
(3) ケアプランに本人が同意した日 (4) 申請を受理した月の初日

のうち最も遅い日からとなりますので、申請書の提出が翌月とならないようご注意ください。

Q3 該当する基本調査結果がない場合でケアマネジメントによる判断を行った場合、記録等はどうようにするといいでしょうか。

A3 主治医から得た情報をもとに福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントによる判断が必要となります。サービス担当者会議の要点または介護予防支援経過記録、および居宅(介護予防)サービス計画書にその内容を記載してください。

※主治医から得た情報とは・・・

Q1 で示した方法のほか、アセスメントの際に得た情報で、疾患や既往歴、病歴、治療状況や予防に関する状況等、計画作成のために必要となるものです。